

## ◇ 学位論文審査要旨 ◇

「学位論文審査要旨」は、本学において博士学位を授与された法学ならびに政治学の学位論文について、その学術的な価値を広く社会に伝えることを目的として『立命館法学』に掲載するものである。本学学位審査委員会に提出された「論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨」（「論文等審査報告書（博士）」）に基づき、さらにその学術的な価値や意義について詳しく紹介する。

なお、「論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表」（「論文等審査報告書（博士）」）については、立命館学術成果リポジトリ（通称 R-Cube）において公開している。

URL : <https://ritsumeirepo.nii.ac.jp/>

## 冠野 つぐみ

### 刑罰とは何か

——非刑罰的措置と対比して——

審査委員 主査 松 宮 孝 明  
副査 安 達 光 治  
副査 高 橋 直 人

#### 〔論文内容の要旨〕

#### 1 本論文の概要

本論文は、犯罪に対する刑罰と処分その他の非刑罰的措置との関係に着目し、日本とドイツの議論状況の外観・比較を通して、①日独の保安処分制度の異同、②刑罰の意味を検討するものである。その結論として、日独の刑罰と非刑罰的措置と

の関係の異同を整理するとともに、刑罰は、治療の役割を負わず、改善更生の役割も負わず、その意味は、コミュニケーション的な文脈において、犯罪行為が規範的に許されない行いであることを社会に対して確認し、宣言することにあることが示される。

## 2 本論文の構成

本論文の目次は以下のとおりである（款以下省略）。

- 第一章 序論
- 第二章 ドイツにおける議論状況
- 第三章 日本における学説状況
- 第四章 近時の保安処分および刑事政策的検討
- 第五章 結論

なお、本論文は、「刑罰とは何か（1）～（5・完）——非刑罰的措置と対比して——」立命館法学2023年408号90～140頁、409号158～205頁（以上、2023年）、410号168～218頁（以上、2024年）に公開された、および413号と414号（2024年）に公開予定の論文に加筆修正を加えたものである。

## 3 本論文の内容

第一章では、①日独における刑罰と処分の関係にかかる議論と異同を確認すること、①を通じて、②刑罰の意味を提示することが本論文の課題であることが示される。

第二章では、ドイツにおける改善保安処分制度の成り立ちと議論状況から、以下の帰結が得られるとする。すなわち、戦前から改善保安処分の着想を有していたドイツでは、刑罰の本質をめぐる古典学派と近代学派の対立を経た後、1933年に刑法学典に純粋な「保安」を目的とする保安監置を含む保安処分が導入されたが、刑罰と処分の関係について、戦後ドイツで、すでに、刑罰は治療の機能を担わないという見方が固まり、また、刑罰は責任に依拠し、処分は、責任能力者に対するものも含めて、危険性に依拠して判断されていること、ドイツの歴史および学説の対立状況に鑑みれば、刑罰（自由刑）と処分、特に保安監置の内容との差別化はきわめて困

難であること、そこで、近年のドイツでは、事後的保安監置をめぐって、欧州人権条約違反を回避するためにも、刑罰と処分、とくに保安監置の違いを明らかにすることが大きな課題となっていることが明らかにされる。

第三章では、日本の処分制度の立法動向および学説状況が確認される。ここでは、戦前は治安維持法に予防拘禁が含まれていたことから、純粹保安拘禁の着想が存在していたが、戦後はこれが削除され、治療処分に限定されたこと、これによって、戦後日本で「保安処分」という場合、ほぼ「治療処分」を指すこととなったこと、そのため「保安処分」の用語法は、ドイツにおける理解と相当に異なっていること、もっとも、刑罰と処分の賦課に関する学説は、ドイツ・日本ともに、①責任刑に加えて処分を認める考え方（峻別説）と、②危険性を刑罰のなかに読み込んで保安刑を支持する考え方（非峻別説）との二つの方向に大別されることが明らかにされる。

第四章では、刑法典に処分を持たない日本では、精神障害者への対応は精神医療に譲られたこと、精神病質者、触法精神障害者への強制的な長期拘禁は、治療のためといっても許されず、刑罰（不定期刑）を採用して正当化することも適切でないこととされたこと、他方、刑罰以外にも、改善や再犯防止に役立つ治療的アプローチが存在し、行刑において犯罪者の改善更生を達成させる方法もあり得ないではないこと、しかし、改善更生は強制的に実現されるものではなく、したがって、改善更生は強制を本質とする刑罰の内容ではないこと、しかし、犯罪行動を予防する有効な医療的手段が存在するとしても、行為に対する否定的評価を確認し規範を維持するというコミュニケーション的文脈において、刑罰の意味はなお見出されることが示される。

第五章では、①日独の保安処分制度の異同につき、ドイツと日本では、精神障害者への対応を刑法に担わせるか否かの判断が異なること、ドイツでは、刑罰、治療・矯正を刑法に担わせるのに対して、日本では、刑罰は刑法に担わせ、矯正（処遇）は行刑法に担わせ、治療は医療法に担わせていること、②刑罰は、治療の役割を負わず、改善更生の役割も負わず、その意味は、コミュニケーション的文脈において、犯罪行為が規範的に許されない行いであることを社会に対して確認し、宣言することにあるという本論文の結論が示される。

## 〔論文審査の結果の要旨〕

### 1 本論文の特徴

本論文は、「刑罰とは何か」というテーマに、保安処分その他の「処分」や非強

制的医療などの「治療」を対比させてその意味を考えるというユニークな視点から、ドイツにおける「学派の争い」の意味、「自由刑」との区別に困難を抱える「保安監置」の歴史と欧州人権条約および欧州人権裁判所判例との矛盾関係から生じた「懸隔要請」において「治療」に本質を置かざるを得なくなったこと、日本では現在純粋な「保安」処分はなく、かつ問題行動の「治療」は医療法に委ねられていること、その上で、犯罪予防ないし改善更生には刑罰以外にもっと有効な措置があること、それにもかかわらず刑罰が必要とされるところに、「刑罰とは何か」という問の答があることを示唆している点で、独創的なものである。

## 2 本論文の評価

本論文の評価は以下のとおりである。

【1】上記の「本論文の特徴」に示した保安処分その他の「処分」や非強制的医療などの「治療」を対比させて「刑罰」の意味を考えるという点に、本論文の研究課題とその意義の明確性が認められる。

【2】研究方法の適切性については、法制史のおよび比較法的検討という手堅い手法がとられ、論証過程では関連する日独の文献が適切に引用されていることから、方法論上の不備や不適切な点は見当たらない。

【3】叙述内容の論理性および体系性については、日独の理論および欧州人権裁判所の判例を比較して検討する構成は、刑法解釈学の手法からみてユニークかつ適切なものであり、各章の叙述も的確である。

【4】研究内容の独創性については、先行業績の問題点を的確に指摘しつつ、上述のように欧州人権裁判所の判例も見据えて「処分」から「刑罰」を見るという点に高い独創性が認められ、学界において代表的研究と評価されることが期待できる。

【5】研究内容の国際性については、欧州人権裁判所の判例およびドイツ刑法の関連文献が多数引用され、日独および欧州に共通する「刑罰と処分の関係」の基本問題が検討されており、その点で、「刑罰と処分の関係」の基礎的研究として近隣諸国の研究者からも注目される可能性がある。

もとより本論文には、法制史的検討からの刑罰の本質に関する推論的的確性、その歴史的背景事情の探索、刑罰論そのものを対象とした探究などに検討を要すべき課題を残し、かつ、結論を少し端折る傾向も認められる。しかしながら、これらの点は、本論文が示す理論枠組の独創性に由来するともいえ、今後の研究を通じて解決が期待できることから、上記の傑出した評価を揺るがすものではない。本論文の

もととなる『立命館法学』の公表論文は、来年度(2024年度)2号の第5回連載で完結するが、同論文が連載当初より刑罰と処分の関係を扱う学術論文で引用されるなど、すでに一定の評価を受けていることも、本論文の学術的価値を示すといえる。

#### 〔試験または学力確認の結果の要旨〕

本論文の公聴会は、2024年1月29日(月)14時30分から16時30分まで学而館2階第3研究会室で行われた。公聴会の質疑では、(1)ドイツ連邦憲法裁判所が保安監置に対して課す「懸隔要請」と欧州人権裁判所の判断との関係、(2)刑罰と対比される「処分」とは何か、(3)検討対象としての「刑罰」を「自由刑」に限定した意味、(4)執行猶予制度採用の背景にある新派目的刑論をどのように見るか、(5)日本の戦後の議論から「予防拘禁」が抜けた理由と治安維持法などでの「予防拘禁」の政治弾圧目的濫用との関係、(6)刑事施設での処遇が受刑者のための便宜供与であることをどのように保障するか、(7)「学派の争い」の中で新旧両派において妥協が成立した点をどのように見るか、といった諸点について質問ないしは指摘がなされた。申請者は、これらに対し、本論文の趣旨に基づいて的確に回答し、さらなる検討を要する部分は率直に今後の課題とするなど、適切に対応した。

本論文の主査は、本学大学院法学研究科法学専攻博士課程後期課程の在学期間中における研究指導や研究会活動などを通じて、申請者と日常的に研究討論を行ってきた。

また、主査および副査は、上記の公聴会の質疑応答を通して申請者が博士学位に相応しい能力を有することを確認した。

したがって、本学学位規程第18条第1項に基づいて、博士(法学 立命館大学)の学位を授与することが適当であると判断した。

久保田茉莉

## 軍隊への男女共同参画に対する批判的検討

——女性の権利の実現と軍事化の諸相——

審査委員 主査 多田一路  
副査 倉田原志  
副査 山田希

〔論文内容の要旨〕

### 1 本論文の概要

本論文は、各国の軍隊において女性の増加傾向が見られるところ、それを称揚ないし評価する議論に対して平和主義の観点から疑問を呈し、さらに女性の人権保障の観点からも同現象を批判的にみるべきことを主張するものである。なかでも、軍隊組織の中にいる女性の立ち位置に着目し、女性兵士は女性の自己決定権の行使の結果であるとする見方に対して、それが、憲法学的議論を踏まえていないうえに、軍隊内の女性の懊悩を軽視する点を批判する。また、軍隊組織の組織特性からすると、軍隊における男女共同参画の推進は、必ずしも軍隊の組織原理を変容させるものではない、とも指摘する。そして、世界的な軍縮を実現するという観点から女性運動と平和運動との連環を捉え直すことを主張する。

### 2 本論文の構成

本論文の目次は以下のとおりである。

はじめに

序 女性の軍隊・戦闘参加をめぐるフェミニストの論争

第1部 軍隊への女性の参入と自己決定権

序章

第 1 章 女性兵士論争における自己決定権をめぐる主張

第 2 章 環境や誘導に影響を受ける自己決定

第 3 章 自己決定権に対するパターナリスティックな制約

終章

第 2 部 フランスにおける女性軍人の法的取扱いとその実態

序章

第 1 章 フランス軍における男女不均衡

第 2 章 フランス軍における女性の性的・性差別的被害

第 3 章 フランス軍におけるジェンダー平等政策

第 4 章 軍隊における女性の立ち位置

終章

第 3 部 フランスの市民運動における平和主義と女性の人権との接合

序章

第 1 章 20世紀の市民運動における平和主義とフェミニズムの関係

第 2 章 現代の平和運動とフェミニズム運動の接合

終章

おわりに

なお、本論文は、『立命館法学』上で公刊された以下の論文——「フランスにおける女性軍人の法的取扱いとその実態(1)～(3・完)」立命館法学396号70-107頁、397号38-70頁、398号53-85頁(以上、2021年)、「フランスの市民運動における平和主義と女性の人権との接合」同403号81-118頁(2022年)、「軍隊への女性の参入と自己決定権についての憲法学的考察」同407号95-143頁、「軍隊におけるジェンダー平等政策が企図するもの——フランスの取り組みからの検討」同409号42-76頁(以上、2023年)——に、必要な加筆修正を加えたものである。

### 3 本論文の内容

各部の概要は以下のとおりである。

「はじめに」では、日本を含む各国で軍事組織での男女共同参画が推進されていることを指摘したうえで、これに対する批判的検討の必要性という問題意識が示される。加えて本論文の方向性が、平和主義の原理を人権保障の問題として検討する

世界的な流れに沿っていること、さらに、ジェンダー論の中に平和主義を位置づける議論へとつながっているということなど、本論文の背景にある筆者の大きな関心が示される。

「序」では、本論文で扱う主題に関する憲法学者の議論がみられない中で、ジェンダー研究者らの主張について賛否いずれの立場にも問題点があることが指摘される。男女平等を根拠として女性の軍隊・戦闘参加を推進する立場には、女性が軍隊に参入することによって軍隊の性格が変化して将来の軍事紛争を阻止しうる、という主張がある。他方、日本のジェンダー研究者に多く見られるそれに反対する立場は、女性の軍隊参入は女性の男性化にすぎず軍隊そのものを温存するものとなっていると主張する。これらに対し筆者は、軍隊が国家公認の暴力装置であることを前提にすると、推進派が示す軍隊の性格が変化するとその主張の実現性があやしいと見る一方で、反対派においては軍隊の存在自体に反対するあまり、現実の女性軍人の存在や彼女たちが抱えている困難が論点から抜け落ちてしまうという点に問題を残している、と指摘する。

第1部では、軍隊への女性の参入を自己決定権の行使として説明しうるのか、という問題を取り上げている。ジェンダー研究者らの議論では、女性の軍隊参入を肯定する立場が自己決定権を援用する一方、日本のジェンダー研究者に見られるような女性の軍隊参入に否定的な立場には、自己決定権の行使という論点そのものを回避する傾向が見られる。しかし、自己決定権による弁証の問題は避けて通ることはできないことから、本論文では、憲法学における先行研究を踏まえた検討がなされる。

基本的人権の制約は学説においては通例、人権相互の矛盾・衝突を調整する実質的公平原理として説明される内在的制約によるとされる。自己決定権に対する制約も、他者加害原理によって弁証されうるが、具体的な場面での自己決定はおおむね、そのような自己決定に至る外的要因の影響を受けてなされてしまう。とすると何の干渉も受けずに自己決定するという際の前提条件が問われていることになる。あることを自己決定していると言いうるためには、情報が十分に提供されていたり、社会的圧力にさらされていない、などの状況で自由に選択しうることに前提であるところ、女性が軍隊に入隊したり軍隊組織の中で活動し続ける場合に、ほんとうに自由に選択できているのか、が問題になる。また、軍隊などの危険な業務に直接の強制なく就任させる場合には、他の業務以上に当該就任に向けた強力な誘引行為が実行される。そうすると、単に他者加害原理だけでなく、パターンリスティックな制約も考慮に入れる必要がある。この点で「人間の尊厳」、すなわちその結果



として自らの尊厳を損壊するような自己決定は、制約の対象になり得るのであり、フランスの判例も紹介しながらこの点が主張される。その上で、軍隊は一般社会以上にジェンダーアンバランスがひどく、女性にとってその尊厳が男性以上に傷つけられやすい組織であること、第 2 部で示すように女性の性的被害も本人の自己決定権の行使の結果として自己責任に帰せられてしまうことから、自己決定権として女性軍人を正当化することを批判する。

第 2 部では、フランスの軍隊における女性兵士の実態が分析される。第二次大戦後のフランス軍では、しばらく男性と女性とで異なる取扱いがなされていたが、1972年に法律上の区別はなくなり、内規において職務配置や採用の場面などで残っていた男女の異なる取扱いも、コンセイユデータによる違法判決などもあり、なくなっている。しかし、実態としてはなお、軍隊組織において女性の比率は低く、職務配置の不均衡が残り、女性が昇進しにくい状況がある。この背景として、強力な性別役割分担意識があることが指摘される。また、フランス軍における女性の性的被害状況は、一般社会に比べて深刻であることが紹介される。その要因として、士官学校等の軍人教育機関において女性蔑視の価値観が刷り込まれていること、軍隊の活動が常に雑居的環境に置かれていること、等が指摘され、これらがさらに、被害者たる女性の側に責任があるように処理がなされ、組織内での被害者支援も機能しづらく、告発窓口も整備されていないことや、被害者が軍人失格の烙印を押されることを恐れて告発をためらうなどによって増幅されている。

これに対して近年のフランスではさまざまなジェンダー平等政策が実行されているところであり、本論文はこれらの政策についても検討する。そして、これらの政策は一方では具体的な女性支援策としては評価できるものの、その主要な狙いが軍隊の強化にあり、むしろ軍隊という組織の特質がジェンダーアンバランスの推進力になっていると指摘する。

第 2 部の 4 章では、これまでの実態及び対策を踏まえて、軍隊組織には極めて強固なジェンダー規範があり、それは軍隊が極めて特殊な組織特性を持ち男性を範型とする組織構築がなされていることによる、と指摘される。このような組織は当然に女性の疎外をもたらすことになるが、他方で、そのような組織の中で女性が居場所を得ようとするためには、料理や給仕、看護といった女性に刻印されたジェンダーロールを担うか、女性性を徹底的に排除して、身体的なものも含む男性化を追求し、一人前の軍人として認められることを目指すかの、二者択一を迫られ、その両者の女性の間で分断が発生する、と指摘される。このように女性の疎外が軍隊の組織特性上の帰結であるなら、軍隊における男女共同参画は軍隊におけるジェン

ゲーイデオロギーを克服するものにはならない、と診断される。

第3部では、軍隊ないし戦争と女性の人権保障の相克の問題を、別の角度から考察するために市民運動を素材とする。フランスの女性団体は第二次世界大戦前から平和運動に携わっていたが、当初の運動ではフェミニズムと平和運動との関連性が認識されていなかった。しかし、1980年代には両者を明確に関係づけた運動を展開するようになる。その中心にいたと考えられるのがアンドレ・ミシェルである。ミシェルは、平和主義者はフェミニストでなければならないと同時に、フェミニストが平和主義者でなければならない、と主張した。ミシェルは、軍隊と市民社会における暴力の連続性を見出し、そこで女性が特に被害を受けることから、平和主義とフェミニズムとが一体であると説いたのである。また、2018年にフランスの市民団体によって編纂された『平和白書』には、ジェンダー問題に言及し、政治部門における女性のエンパワーメントが平和に資するものであるとの認識が示されている。『平和白書』編纂に向けては、ヨハン・ガルトウングの提唱による構造的暴力の概念が踏まえられており、フランスにおける女性運動と平和運動の結節点として、構造的暴力を含めた暴力の克服が課題化されている。ただし、このフランスの市民運動の到達点の弱点として、暴力の加害の側にも女性がいることへの認識が欠けている。フランスにおいて軍隊への女性の参入が促進されていることがまさにその弱点を表すが、女性運動と平和運動が「非暴力」という概念を核として結びつくことでさらにこの点の問題性が明らかになるであろう。

「おわりに」では、全体を振り返った上で、日本国憲法に含まれる女性の人権保障と平和主義の結びつきの萌芽が9条と24条の関係の問題として指摘される。ここに辻村みよ子が問題提起した「人権アプローチ」による両者を総合する試みの端緒があるのである。

## 〔論文審査の結果の要旨〕

### 1. 本論文の特徴

本論文は、上記「要旨」冒頭の問題意識から、フランスにおける軍隊の男女共同参画推進政策を一方では評価しつつも、軍隊に特徴的なジェンダーアンバランスの根本要因を探り、軍隊組織の性質として後者が抜き難いものとなっていることを示し、平和主義とジェンダー論との順接を展望しようとする、極めて意欲的なものである。また、平和主義とジェンダーという、これまでの議論の多くはいわゆる戦時性暴力の問題に集中していたところ、軍隊組織内部における女性の人権の問題を主に扱っている点が特徴的であると同時に、平和主義とジェンダー論のそれぞれに

運動論の側面が内包されていることから、それぞれの運動にも着目してそこから何らかの原理的なものを探ろうとしている点もまた、特徴的である。

## 2. 本論文の評価

本論文の評価は以下のとおりである。

【1】研究課題とその意義は明確である。男女共同参画が進む軍事組織におけるその組織特性を踏まえた当該政策を検討対象としている点で課題は明確であり、近年の憲法学において平和主義に関する研究が稀少であるなかで、それが女性の人權保障との関係で問題となるため、その意義は明らかである。

【2】適切な研究方法が採られている。序では、本論文において検討すべき問題の析出にあたり、先行研究を丹念に跡づけた。第1部では自己決定権に対する制約を弁証するにあたり、日本における議論を踏まえた上で、人間の尊厳に憲法上の価値があるとするフランスの判例や議論を検討している。第2部は、フランス軍における女性兵士の実態を分析するために、フランス政府の政策、政府当事者の発言や統計資料、実際に生じた行政事件、当事者へのインタビューが掲載されている原語のルポルタージュなど、必要と思われるあらゆる資料を参照している。第3部では、市民運動団体が発行する冊子からフライヤーの類いにも目を通しており、加えて、日本では注目されてこなかったアンドレ・ミシェルを発掘し研究対象としたことは特に高く評価すべきである。

【3】叙述内容が論理的かつ体系的である。各章の叙述が論理的であるばかりでなく、本研究の特質として、憲法解釈論にとどまらず、憲法社会学的検討も必要であるところ、その両方をカバーする体系性を有している。

【4】独創性のある研究内容である。本研究は、辻村みよ子が平和・人權・ジェンダーの相関を憲法学の課題として提示したことを契機としている。憲法学における平和主義に関する研究は極めて弱く、それゆえ本論文の基本テーマに関わる研究は存在しない。本論文が扱う対象については、社会学者の手になる女性兵士の社会学的研究があるのみであったが、それに憲法学の見解に基づいて光を当て、辻村の上記の問いに回答をしようとする点で極めて独創的にかつ学界において高い評価を得ることが予想される。

【5】研究内容は国際的な広がりを持っている。本論文はその研究にあたってフランス語の文献が多数引用され、その他必要な英語の文献も引用されている。本論文の研究内容は、男女共同参画に向かう軍事組織に共通で普遍的な問題であって、その射程は日本にとどまるものではない。それゆえに常備軍を保有する国が検討対

象とされているのであって、このような研究内容は、本論文のテーマに関する国際的な議論状況に多大な貢献をしているものと評価できる。

本論文の中には、人間の尊厳が自己決定権の制約理由になりうるというときの人間の尊厳の意味や範囲、「名誉男性」化した女性軍人をどのように評価するか、軍隊の存在が憲法上当然である国の議論と日本の議論との関係など、なお課題が残っているように思われる。しかし、申請者は、ジェンダー論を踏まえた平和主義理論を自らのライフワークとして考えており、本論文がそのような壮大な展望を持った研究の端緒として位置づけられることから、今後の研究によって解明が図られることは十分に期待できるのであって、指摘されうる課題も本論文に与えられるべき高い評価を揺るがすものであるとは考えられない。

上記【4】に示すとおり、平和主義とジェンダー論を接合しようとする憲法学の本格的な研究はこれまで存在しなかったのであり、本論文はいわばその分野におけるパイオニアと位置づけられるべきものである。したがって、本論文は、学界において大きなインパクトを与えるものとなる。

#### 〔試験または学力確認の結果の要旨〕

本論文の公聴会は、2024年1月25日14時30分から17時00分まで、学術館第3研究会室で行われた。公聴会には、本論文の主査および副査のほか、法学研究科所属の憲法関係の教員および院生・学生が参加した。公聴会では、①暴力概念について、②本論文で批判対象となっている自己決定権論の内容、③フランスにおける自己決定権の議論状況、④軍隊組織における人格的自律の問題は女性特有の問題なのか、⑤現存する女性軍人の評価、などについて、質問ないし指摘がなされた。申請者は、これらに対し、本論文の主旨に基づいて的確に回答し、あるいは今後の課題として確認するなど、いずれも適切に対応した。

本論文の主査は、申請者の本学大学院法学研究科法学専攻博士後期課程の在学期間中における研究指導や研究会活動などを通じて、日常的に申請者の学力を確認してきている。加えて、主査および副査は、公聴会の質疑応答を通じて申請者が博士学位にふさわしい能力を有することを確認した。したがって、本学学位規程第18条第1項に基づいて、博士（法学 立命館大学）の学位を授与することが適当であると判断する。

西 畑 佳 奈

イギリスにおける行政機関による  
労働関連法制の実効的な履行確保

審査委員 主査 佐 藤 敬 二  
副査 山 本 忠  
副査 小 松 浩

〔論文内容の要旨〕

1. 本論文の概要

個別的労働関係法において、労働者の権利保障のためにはその履行確保手段の拡充が必要不可欠であるとの視点から、イギリスにおける労働関連法制の行政的な履行確保機関に焦点を当てて、それが形成される歴史的経緯と現在の課題を論じた論文である。イギリスは、「労働関連法制 (Labour Market Law)」として旧来の「労働法 (Labour Law)」の範囲を超えて、多様な就業者を対象とした法制度を展開し、さらに行政機関が訴訟を提起できる仕組みを有している。イギリス労働関連法制の履行確保機関のうちで、統合が議論されている機関を中心として、それぞれの制度の形成過程とその特徴・課題を分析したものである。

2. 本論文の構成

本論文の目次は以下のとおりである。

序

第1部 最低賃金法の履行確保

はじめに

第1章 最低賃金法の歴史的変遷

- 第2章 最低賃金法の履行確保機構の歴史の変遷
- 第3章 検討
- 第2部 民営職業斡旋事業法制の履行確保
  - はじめに
  - 第1章 民営職業斡旋事業者基準監督機関による民営職業斡旋事業法制の履行確保
  - 第2章 ギャングマスター及び労働者酷使取締局による民営職業斡旋事業法制の履行確保
  - 第3章 検討
- 第3部 差別禁止法の履行確保
  - はじめに
  - 第1章 差別禁止法の歴史の変遷
  - 第2章 差別禁止法の履行確保機構の歴史の変遷
  - 第3章 検討
- 第4部 イギリス労働関連法制の履行確保機構の統合
  - はじめに
  - 第1章 DLME の新設
  - 第2章 SEB の構想
  - 第3章 検討
- 結

なお、本論文は、「最低賃金の実効的な履行確保手段（1）（2）（3・完）——イギリス最低賃金立法からの示唆」立命館法学397号237頁～265頁（2021年）、398号385頁～420頁（2021年）、401号414頁～467頁（2022年）、「民営職業斡旋事業法制の履行確保機構による労働者保護（1）（2）（3・完）——イギリス労働関連法制の履行確保機構の統合議論を中心に——」立命館法学407号382頁～437頁（2023年）、408号418頁～464頁（2023年）、409号561頁～599頁（2023年）、「平等・人権委員会による2010年平等法の履行確保および労働者の保護」立命館法学413号323頁～382頁（2024年）、「イギリス労働関連法制における履行確保機構の統合」季刊労働法278号152頁～163頁（2022年）に公開された論文に加筆修正を加えたものである。

### 3. 本論文の内容

イギリス労働関連法制の行政的履行確保機関は7種類に大別できる。すなわち、①最低賃金法制を管轄する歳入税関庁（最低賃金履行確保チーム）、②民営職業幹旋事業法制を管轄する民営職業幹旋事業者基準監督機関、③ギャングマスター法ならびに現代奴隷法の一部を管轄するギャングマスター及び労働者酷使取締局、④労働安全衛生法のうち危険性の高い産業を管轄する労働安全衛生執行局、⑤労働安全衛生法のうち危険性の低い産業を管轄する地方当局、⑥社会保障拠出及び給付法を管轄する歳入税関庁（法定手当紛争処理チーム）、⑦平等法を管轄する平等・人権委員会である。これ以外に、労働者派遣法制のように特段の履行確保機関を有しない立法群も存在する。このように分立しているのは、イギリスが判例法主義の国であることも反映して、体系的に法制度が整備されているのではなく、発生している問題状況にその都度対応してきたことによる。そのため、それぞれの履行確保機関の有する履行確保のための権限も異なっている。このうちで、①②③を統合する方針を政府は公表している。その新たな機関に、特段の履行確保機関を有しない法制群の一部も管轄させる方針となっている。また、⑦も統合の対象とすべきではないかとの議論もなされている。本論文は、統合の対象となっている①②③ならびに統合の議論対象となっている⑦について、その歴史的な形成過程を追うことで、各機関の有する履行確保権限について、特徴と課題を明らかにしたうえで、新たな機関の有する履行確保権限の特徴と課題を明らかにしようとするものである。

第1部は、①の最低賃金法の履行確保機関を検討するものである。全国規模の最低賃金法制は1909年産業委員会法に始まるが、これは苦汗労働あるいは家内労働が広がっていた限られた産業を対象とし、他の産業と比較して賃金が例外的に低い産業に公労使三者構成の産業委員会が最低賃金を設定するものであった。その後、1918年産業委員会法は、賃金が例外的に低い産業のみならず、団体交渉機能が未確立また不十分な産業においても産業委員会を設置することができるようにした。さらに1945年賃金審議会法は、特定の産業ではなくすべての産業を対象とすることとし、それを体现するために名称も変更した。しかしその後、保守党政府により自由市場原理にもとづき賃金審議会の廃止がすすむ中で、低賃金労働者の搾取が進むことが問題と認識され、1998年全国最低賃金法により、団体交渉機構を促進する従来の最低賃金法制とは異なり、全国一律の最低賃金が設定されることになった。2016

年には25歳以上を対象とする全国生活賃金が導入されることとなっている。

行政的な履行確保機関として、産業委員会は商務省の管轄下での係官が、労働者からの申し立てを契機として当該労働者に代わって未払最低賃金の支払いを求める民事訴訟を提起することができた。賃金審議会法では、雇用省の管轄で賃金監督官が設置され、行政的な監督権限とともに、労働者にかわって未払最低賃金を請求するための民事訴訟を提起できた。現行の全国最低賃金法では、ビジネスイノベーション技能省が管轄する歳入税関庁（最低賃金履行確保チーム）が履行確保機関として設置され、行政的な様々な監督権限のみならず、未払使用者に未払通告を交付し、それでも未払の場合には、労働者に代位して未払最低賃金請求の民事訴訟を提起できる。民事救済の権限は、このように最低賃金法の立法初期から履行確保機関に認められているが、これは、最低賃金法制の履行確保機関が団体交渉機構の代替として設けられた出発的に由来するのではないかと分析されている。

第2部は、②と③の民営職業斡旋事業法制の履行確保機関を検討するものである。まず②の民営職業斡旋事業法制は、1973年民営職業斡旋事業法に始まり、これは、職業紹介事業者のみならず労働者派遣事業者も対象として、許可制とするものであった。その後1994年規制緩和法によって許可制が廃止され、代わりに、有料職業紹介事業が禁止されるとともに、法律の下での規則に反した事業者に対して禁止命令を発することができることとなった。2003年民営職業斡旋事業行為規則が民営職業斡旋事業者による事業活動の具体的な行為基準を設け、2010年派遣労働者規則が派遣労働者の均等待遇原則などを定めている。

民営職業斡旋事業法は当初、許可制をとっていたが、この行政的な履行確保機関として民営職業斡旋事業者基準室が設けられ、事業を許可・不許可とする権限が与えられており、その活動を妨害した場合には刑事罰を求める権限を有していた。その後許可制が廃止されることにより、履行確保機関も民営職業斡旋事業者監督機関となり、許可権限はないが、その代わりに、行政的な監督権限を有するとともに、特定行為を禁止する命令を発することができ、それに反する場合には刑事罰を求める権限を有している。

続いて③のギャングマスターおよび労働者酷使取締局は、2004年ギャングマスター（許可制度）法、2015年現代奴隷法、2016年移民法の履行確保を担っている。2004年法は、民営職業斡旋事業者の中で特定の産業部門をギャングマスターとして許可制をとっている。これは、民営職業斡旋事業者の許可制が1995年に廃止された中で、特定の産業部門に労働搾取が広がっていたためである。2015年法は、ILO条約やヨーロッパ人権規約を受けて立法され、人を奴隷状態もしくは隷属状態に置



く場合、強制労働者や人身売買を犯罪行為として禁止するものである。2016年法は、海外からの低賃金労働者の国内での搾取を取り締まることを目的に立法された。

2004年法の履行確保機関であるギャングマスター許可局は、行政的な監督を行い、許可を取り消す権限を有していた。しかし許可制が廃止され、監督の対象産業が限定されており、調査権限も限定されていることへの批判から、2015年法や2016年法も管轄するギャングマスター及び労働者酷使取締局へと移行された。新たな履行確保機関は、労働部門全般を対象とし、調査権限が拡大するとともに、違法行為に対して刑事罰を求める権限を有している。しかし、②と③については、①とは異なり、労働者に代位して民事救済を行う権限は有していない。これは、法制度が事業者に対する許可制から始まっていることに由来し、許可制の廃止後も事業者に対する規制が考えられていることによると思われる。

第3部は、⑦の差別禁止法の履行確保機関を検討するものである。2010年以前には、差別禁止法制は分立しており、それに対応して履行確保機関も分立しているとともに、それぞれの有する権限も異なっていた。性差別に対しては、1970年同一賃金法、1975年性差別禁止法が制定されており、履行確保機関として機会均等委員会が設置されていた。人種差別に対しては1976年人種関係法が制定されており、履行確保機関として人種平等委員会が設置されていた。障害者差別に対しては、1995年障害者差別禁止法が制定されていたが、設置された行政機関である全国障害審議会が履行確保のための権限を有しないものであった。

その中で、履行確保機関の統合の必要性が認識され、2006年平等法により上の3機関を統合した平等・人権委員会が設置された。その後、差別禁止法制自体の統合へと進み、2010年平等法が制定された。2010年法は、包括的に差別を禁止し、直接差別のみならず間接差別も禁止し、禁止対象には実害の発生を要件とせず、加害者のみならず使用者も責任を負い、雇用審判所により救済し金銭賠償だけでなく申立人の負った不利益を緩和する措置の勧告もできる内容であるところに特徴がある。平等・人権委員会は、差別の疑いが生じた場合に審問や調査を行う権限を有し、差別行為に着手していると確信する場合には違法行為通告を交付する。そのうえで、行為者ならびにその使用者との間で、違法行為をしないことなどを内容とする協定を締結することができ、司法審査にも関与できる。2006年法以前には、個人に対する差別行為につき当該個人に代位して委員会が提訴する権限は有していなかったが、差別的広告・指示・圧力という違法行為については提訴する権限が機会均等委員会と人種平等委員会に認められていた。平等・人権委員会には、そこから進ん

で、違法な差別行為を受けた当事者が複数人いる場合には履行確保機関が民事訴訟を提訴できる権限が認められた。

第4部は、本論文執筆時点での履行確保機関の統合の状況を検討するものである。第1部から第3部までで紹介した履行確保機関が設けられているが、それらは分立しており労働者は直面する問題に対して適当な機関を自身で選定しなければならない問題があった。更に、移民の削減のために労働搾取の取り締まりを強化する必要性や、クラウドワーカーへの対処の必要性などから、分立している機構を統合する議論へと進んでいる。

2009年に電話連絡窓口が一本化された後、歳入税関庁（最低賃金履行確保チーム）、民営職業斡旋事業者基準監督機関、ギャングマスター及び労働者酷使取締局の連絡機構としてDLME（Director of Labour Market Enforcement）が2015年に設置された。労働安全衛生執行局も対象とするとの見解もあったが、結果としてこの3者を管轄とすることとなった。DLMEは、3機関の履行確保の実態を調査し次年度の戦略を提言する役割を負い、3者の情報ハブとなるものであった。結果として、3機関間での共同履行確保活動も行われた。しかし、DLMEはあくまで連絡機構であって、実際に履行確保のための権限を行使するものではなく、履行確保はあくまで3機関が行うものであった。

そこで履行確保機関自体の統合が議論されることになり、政府は2021年にSEB（Single Enforcement Body、単一の履行確保機関、機関の名称は未定）を創設する方針を示している。ただし、本論文の執筆時点ではまだ発足していない。SEBは、平等・人権委員会も統合の対象とすべきであるとの意見も表明されていたが、現時点では上記3機関の統合にとどまっている。ただし、単純な統合ではなく、民営職業斡旋事業者基準監督機関が履行確保の対象としてきた事業者が拡大され、これまで履行確保機関を有しなかった派遣労働者規則や休日賃金などの履行確保も対象とされる構想となっている。

このSEBは、従来の3機関の有していた行政監督者としての権限や、違法行為に対する刑事訴追の権限に加えて、これまで、歳入税関庁（最低賃金履行確保チーム）にのみに付与されていた民事制裁・民事救済権限の付与が予定されている。これによって、権利を侵害された労働者などに代位して行政機関が民事訴訟を提訴することが、従来の最低賃金についてのみ可能であったことから拡大することとなる。しかし、予算が限られていることや、労働安全衛生法や平等法が履行確保の対象とされていないことなどから、労働者保護に果たす役割は限定されていると言わざるを得ないと分析されている。

## 〔論文審査の結果要旨〕

### 1. 本論文の特徴

我が国の労働基準法は、その違反に対して使用者に対する罰則は設けられているものの、労働者が被った損害に対しては自らが司法救済を求めるしかない。それに対してイギリスの履行確保機構は、様々な形で行政機関自身が訴訟を提起できることとなっている。そのような救済手段が形成されてくる過程を描くことで、履行確保機関が労働組合との団体交渉による解決の代替手段として出発しており、労働組合による救済と同等の救済措置が求められることに由来していること、労働組合の力が弱体化する中で、行政機関による救済手段も弱体化してはいるが、履行確保機関の統合議論の中で救済権限が共通化され、事業者を取り締まる機関についても労働者保護の必要性が認識され、労働者に代位して行政機関が民事訴訟を提訴できる範囲を拡大する方向にあることを示している点が、本論文の特徴をなす。

### 2. 本論文の評価

本論文の評価は以下のとおりである。

【1】研究課題とその意義の明確性については、個別的労働関係法の履行確保機関について、我が国では労働者自身によって訴訟を行うしか救済の道がない中で、イギリスにおいては行政機関による訴訟提起の手段があることを示す点、そのような手段が形成される過程を示すことでそのような手段が設けられた理由を探ろうとする点で、本論文の課題設定には明確性と説得性が認められる。

【2】研究方法の適切性については、イギリス立法を中心とした研究であるが、単に法律内容の紹介にとどまらず、立法過程や立法理由につき、研究論文だけでなく、政府政策や白書・緑書、議会資料や政党あるいは労働組合の主張などもあわせて参照するなど、多面的に立法をとらえることとなっており、研究方法は適切であり説得力がある。

【3】叙述内容の論理性および体系性については、履行確保機関の統合議論を起点として、その対象となっている現行機関、対象とすべきとの見解も出されていたが現状では対象となっていない機関、それぞれの履行確保の在り方を歴史的に研究する、という体系的な構成となっており、論理性ならびに体系性において優れている。

【4】研究内容の独創性については、労働関連法制の履行確保機関に着目した研究が、わが国におけるイギリス法研究はもとより日本法についても多くはない。イ

ギリス法について、諸機関を包括的にまた歴史的に研究したものは、日本のみならずイギリスにおいても皆無と言ってよく、高い独創性が認められ、優れた研究と評価できる。

【5】研究内容の国際性については、イギリス法の関連文献を渉猟していることからイギリス法研究として国際性があるとともに、イギリス立法がEU法やアメリカ法との相互関係の中で成立していることから普遍性がみられ、さらに、履行確保機関の課題提起として日本をはじめとした国際的な議論に貢献するものと評価できる。

本論文は、立法史にとどまっており、各履行確保機関に関わる具体的問題に対するの裁判例ならびに学説の分析が弱い点、イギリスでは権利救済機関が大別して7種類ある中で取り上げられている4種の機関以外の機関との関係や、影響を受けているとされるEU指令やアメリカ法との関係の分析が弱い点などに、検討を要すべき課題も認められる。しかしながら、これらの課題は、今後の研究を通じて解決が期待できることから、上記の傑出した評価を揺るがすものではない。

以上より、公聴会での口頭試問結果を踏まえ、本論文は本研究科の博士学位論文審査基準を満たしており、博士学位を授与するに相応しいものと判断した。

### 〔試験または学力確認の結果の要旨〕

本論文の公聴会は、2024年1月26日（金）14時30分から16時20分まで立命館大学の学而館第3研究会室で行われた。公聴会の質疑では、主に以下の点が議論となった。①事象への対処としての立法というだけでなく、グランド・セオリーのようなものはないのか。②EU離脱の影響は表れているのか。③EU指令の具体的な反映はどのようなものか。④アメリカ法の影響と述べられているが、履行確保機関の権限に関しては影響がないのではないのか。⑤日本の履行確保機関への示唆は何か。

本論文の主査は、本学大学院法学研究科法学専攻博士課程後期課程の在学期間中における研究指導などを通じて、申請者と日常的に研究討論を行ってきた。また、主査および副査は、上記の公聴会の質疑応答を通して申請者が博士学位に相応しい能力を有することを確認した。

したがって、本学学位規程第18条第1項に基づいて、博士（法学 立命館大学）の学位を授与することが適当であると判断する。

山 田 拓 広

## 賠償責任保険契約における故意免責

審査委員 主査 竹 濱 修  
副査 清 水 円 香  
副査 石 橋 秀 起

### 〔論文内容の要旨〕

#### 1 本論文の概要

本論文は、賠償責任保険契約における保険者の故意免責条項に関する最高裁判例を契機としてその故意の意義について、ドイツ法との比較法的検討を踏まえ、わが国における保険事故招致免責規定の法的性質の分析を通じて新たな定義を提案し、実務的にも有効な解釈を追求しようとするものである。

#### 2 本論文の構成

本論文の目次は以下のものである。

##### 第1章 保険契約における故意免責条項の序論的考察

第1節 はじめに

第2節 平成5年判決について

第3節 学説の状況

##### 第2章 弁護士賠償責任保険における「他人に損害を与えることを予見しながら行った行為」に関する考察

第1節 はじめに

第2節 専門家責任保険の意義

第3節 裁判例の検討

第4節 学説の検討

### 第3章 ドイツ保険契約法との比較

#### 第1節 はじめに

#### 第2節 現行 VVG、BGB 及び StGB の規定

#### 第3節 BGH のリーディングケースの検討

#### 第4節 学説の検討

#### 第5節 未必の故意に関するドイツ刑法学説及びドイツ刑法判例の検討

### 第4章 結論

#### 第1節 はじめに

#### 第2節 刑法における故意の処罰根拠

#### 第3節 保険法及び保険約款における故意免責の趣旨

#### 第4節 ドイツ保険法及びドイツ刑法学からの示唆

#### 第5節 結論

#### 第6節 私見からの検討

#### 第7節 おわりに

本論文は、「賠償責任保険契約における故意免責（1）——保険契約における故意免責条項の序論的考察——」立命館法学395号314～350頁（2021年6月）、「賠償責任保険契約における故意免責（2）——弁護士賠償責任保険における「他人に損害を与えることを予見しながら行った行為」に関する考察——」同誌398号336～384頁（2021年12月）、「賠償責任保険契約における故意免責（3）——ドイツ保険契約法との比較——」同誌407号350～381頁（2023年6月）、「賠償責任保険契約における故意免責（4・完）」同誌409号528～560頁（2023年12月）に公開された論文に加筆修正を加えたものである。

## 3 本論文の内容

各章の概要は以下のようである。

第1章では、最三判平成5年3月30日民集47巻3262頁を中心にその前後の判例および学説を詳細に分析し、民法や刑法における故意概念とも比較しながら、損害惹起に関する伝統的故意概念による場合（つまり、原因行為のみならず損害結果にも故意を要するとする場合）は、極めて危険度の高い行為により惹起された損害であっても、その損害結果に対する故意がないと保険者の故意免責を適用できないことの問題性を指摘する。仮説として、被保険者の行為につき損害結果の発生に高度

の蓋然性があり、かつ故意の原因行為に不法性が強い場合には、損害結果にまで被保険者の故意がなくとも故意免責を適用できるのではないかという解釈を提案する。

第 2 章では、専門家責任保険のうち弁護士賠償責任保険を取り上げ、故意免責条項とは別に「その行為が法令に違反することを認識し、もしくは他人に損害を与えることを予見しながら行った行為に起因する賠償責任」を保険者免責とする規定の適用裁判例・学説を検討し、上述の仮説に基づく故意免責の解釈適用が適切な結論を導くと主張する。すなわち、約款文言に忠実に従えば、「認識」で足り、「認容」を要しないと読めるので、通説的な故意概念では、確定的故意にも未必の故意にも該当せず、故意免責にはならないが、自説のように、認容を要しない蓋然性説を採れば、問題は解消できるとする。上記約款文言を認識ある過失の場合にも保険者免責を適用するものとする、それは、過失に過ぎない場合まで保険保護を除外することになり、賠償責任保険の機能を低下させることになると批判する。認識ある過失説は、弁護士の職業倫理に著しく反する行為を免責とする趣旨であるというが、弁護士倫理の維持は、倫理研修や懲戒制度等で担保すべきであり、上記免責条項によって弁護士倫理維持を図る必要はないと指摘する。

第 3 章は、ドイツ保険契約法103条及び賠償責任保険約款の規定に関する判例・学説を比較法として取り上げ、そこでは、わが国の伝統的故意概念と同様に、未必の故意であっても故意の結果発生の可能性を予見し、これを是認した場合をいうとの見解を採用しているように見え、刑法にいう故意が保険法でも使用できるといわれるが、ドイツ刑法判例や学説を仔細に見ると、実は、同じではなく、とくに未必の故意の判断要素・判断枠組みが異なっていると指摘する。

ドイツ保険契約法103条は、通説によれば、いわゆる主観的危険除外を定めたものであるとされる。つまり、保険者は、保険契約者の側に存在する異常な危険を引き受ける意思を有せず、このため、一般の損害保険では、保険契約者側の故意や重過失による保険事故招致という主観的な異常危険を保険保護から除外するという考え方であり、賠償責任保険では、それが故意のみの免責となっている。そこでは、未必の故意も故意の一種であることは、ドイツ保険契約の解釈においては通説・判例であり、その故意概念は、連邦通常裁判所の判例では、被保険者の損害結果に対する故意が必要であるとされるが、通説の見解は、損害の細部までは故意を要求せず、結果の概略に対する故意があれば足りるとされる。そしてその故意は刑法にいう故意と同様の枠組みで判断されるといわれる。しかし、ドイツ刑法判例の未必の故意の解釈は、ドイツ保険法判例に影響を与えてはいるが、後者においては未必の故意の認定に際し、動機の不存在、突発性、興奮、アルコールや薬物の影響等の要

素を考慮することは義務づけられておらず、刑法判例とは異なった判断枠組みに拠っていると考えられるという。

第4章は、以上の考察から、刑法の故意処罰の根拠（応報、一般予防、特別予防といった目的による刑罰を根拠づけるための刑法における故意責任においては、反対動機が形成されたのにこれ乗り越えたという責任非難が処罰根拠として必要とされる）と保険法・保険約款の故意免責の趣旨との相違に基づき、後者の故意免責は信義則違反、公序良俗違反、そして被保険者らの高度の異常危険を保険保護から除外するという主観的危険除外に根拠があり、賠償責任保険における故意免責はとくに主観的危険除外が妥当するという。この見地からは上述の仮説（故意の認識対象は原則として原因行為および損害結果の両方に必要であり、例外的に、損害結果の発生の高度の蓋然性があり、かつ原因行為の不法性が強い場合に、損害結果の認識がなくとも故意免責の適用がある）が故意免責にいう故意の意義としては最も適切であると結論づけている。

## 〔論文審査の結果の要旨〕

### 1 本論文の特徴

本論文は、わが国の賠償責任保険において実務にも大きな影響を与えた最高裁判成5年3月30日判決を契機として展開された学説及びその前後の判例から出発し、被保険者に損害結果にまで認識・認容がなくても実際の結果発生について高度の蓋然性がある不法性の強い原因行為があれば、故意免責を適用することが妥当であると主張する点に特色がある（具体例としては、あおり運転事故などが想定）。故意免責の範囲を限定的ではあるが、一定程度、拡張することを主張し、そうすることが実際問題の解決に資するとするものである。

### 2 本論文の評価

【1】研究課題とその意義の明確性は、わが国の判例・学説を丁寧にフォローして問題提起がなされ、研究課題の設定とその意義について明確かつ説得的であることから、認められる。

【2】研究方法は、必要な判例や学説の分析検討が適切に行われており、実務的視点も含めて、研究課題との対応関係からも相応しい研究方法であることから、適切であると認められる。

【3】叙述内容は、問題提起から仮説の提示、具体的な適用、比較法を含めた理論的検討というスムーズな流れになっており、章立ても論理性も問題ないことが



ら、その論理性および体系性が認められる。

【4】研究内容の獨創性は、上記の仮説が明確に提示され、従来 of 学説にはない主張であり、その点で獨創性が認められる。

【5】研究内容の國際性は、ドイツ保險契約法との比較検討を行い、ドイツの判例・学説を参照して研究をまとめており、この内容は賠償責任保險の解釈論に大いに貢献できる内容であり、普遍性を有することから、認められる。

以上のとおり、本論文は、賠償責任保險分野において理論的にも実務的にも注目されるに値するとの良い評価をすることができる。もっとも、本論文には残された課題もある。賠償責任保險契約のカバーする範囲は、本論文が対象とした自動車保險や弁護士賠償責任保險に尽きるものではなく、多種多様な賠償責任に対応する保險があり、情報通信技術の發達による情報の発信や漏えい、個人情報に対する侵害、名譽・プライバシー侵害、医療事故、薬害、生産物賠償責任など、現代的な問題が多々考えられる。これらに本論文の主張がどれほど妥当するのか、これらの検討は残されている。もちろん、これらの残された課題は、本論文でも、意識されており、このことによって本論文の価値が損なわれるわけではない。

以上により、公聴会での口頭試問結果を踏まえ、本論文は博士学位を授与するに相応しいものと判断した。

#### 〔試験または学力確認の結果の要旨〕

本論文の公聴会は、2024年1月31日(水)14時から16時まで、本学衣笠キャンパスの学而館第3研究会室で行われた。公聴会の質疑では、故意免責の範囲を拡張する部分について被害者保護の観点からは厳しいのではないかと、また、自動車保險以外の、専門家責任などを補償する諸種の賠償責任保險では取扱いが異なりうのではないかと、故意免責の趣旨との関係をもう少し理論的に説明する方が良いのではないかなど、種々質問ないし指摘が行われた。申請者は、これらに対して率直かつ真摯に回答し、残された課題またはさらに検討を要する部分についても適切な対応をした。

本論文の主査は、申請者の本学大学院法学研究科民事法専攻博士課程後期課程の在学期間中における研究発表などの様々な研究活動を通じ日常的に研究討論を行ってきた。主査および副査は、上記の公聴会の質疑応答を通して申請者が博士学位に相応しい能力を有することを確認した。したがって、本学学位規程第18条第1項に基づいて、博士(法学 立命館大学)の学位を授与することが適当であると判断した。